

昨年中に示達した事項

法案作成に当たっての留意事項

1. 法律・制度に要求・期待される一般的効能
 - (1) 原則や法理構造への対応力
 - (2) 現実への対応力
2. 上記 1 の両者を両立させるための対応
 - (1) 法律改正・制定
 - (2) 法律解釈（現行法の運用）
3. 考慮すべき 3 つの留意点
 - (1) 国会中心立法の原則
 - (2) 国民主権の原則
 - (3) 時代の要請（社会環境の変化）

法案のポイント（重要な骨格）

アンダーラインが示達した法案の方向性

1. 改革（試行）の対象
 - (1) 限定する（可とする分野を列挙する個別列挙型、ポジティブリスト型）
 - (2) 限定しない（絶対的に不可という分野を列挙するネガティブリスト型）
2. 特区実現の手段
 - (1) 政令活用
 - (2) 条例活用
3. 地方公共団体を中心とする総合特区の申請主体に対する認識
 - (1) 性善説で捉える
 - (2) 性悪説で捉える
4. 総合特区の運用に当たっての想定（その 1）
 - (1) コンフリクトの発生を想定する（解決のためのプロトコルが必要）
 - (2) コンフリクトの発生を想定しない
5. 総合特区の運用に当たっての想定（その 2）
 - (1) 評価基準、中止基準を設ける
 - (2) 評価基準、中止基準を設けない